

境町地域防災計画

第4編 原子力災害対策計画

令和5年3月31日

境町防災会議

目 次

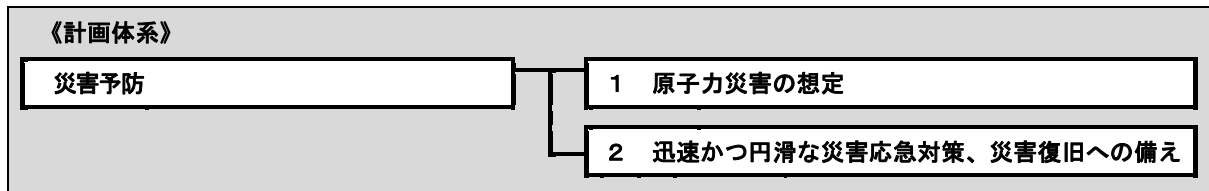
第4編 原子力災害対策計画

第1章 災害予防計画	4-1
第1節 災害予防	4-1
第1 原子力災害の想定	4-1
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	4-4
第2章 緊急事態応急対策計画	4-6
第1節 情報の収集と伝達	4-6
第1 情報の収集・分析	4-6
第2 情報伝達・相談活動	4-6
第2節 応急対策計画	4-8
第1 防護措置の判断基準	4-8
第2 初動対応	4-11
第3 応急対策	4-12
第3章 復旧・復興対策計画	4-14
第1 除染措置及び各種制限措置の解除	4-14
第2 健康管理・風評被害対策	4-14
第4章 原子力災害による避難者（広域避難者）の受入れ	4-15
第1 広域避難対象の市町村（本町の受入対象市町村）	4-15
第2 受入支援体制	4-19

第4編 原子力災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 災害予防



関係部課	総務課、防災安全課、まちづくり推進課、地方創生課、建設課
------	------------------------------

第1 原子力災害の想定

本町には、原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設）が立地せず、県内に立地する原子力施設においても、本町は「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」からは外れている。

しかし、町は、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、運用に当たって規定のない事項については、「風水害対策計画編」「震災対策計画編」を準用する。

<用語の定義>

P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域	- 原子力施設からおおむね半径 5km 圏内 - 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域	- P A Z の外側のおおむね半径 30km 圏内 - 予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域
E A L	Emergency Action Level 緊急事態区分及び緊急活動レベル	緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力事業者がするための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された緊急時活動レベル
	緊急事態区分（原子力施設の状態）	
	警戒事態【E A L 1】	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態

		施設敷地緊急事態【EAL2】 (原災法第10条)【※1】	・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
		全面緊急事態【EAL3】 (原災法第15条)【※2】 (原子力緊急事態宣言)	・原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態
O I L	Operational Intervention Level 運用上の介入レベル		・環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により認定された運用上の介入レベル
防護措置 (主なもの)	屋内退避 (放射性物質が施設外に放出される前に実施)		・屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。
	避難 (放射性物質が施設外に放出された後に実施)		・避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受けられる可能性がある場合にとるべき防護措置であり、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。ただし、原子力施設の状況悪化に応じて、放出前に避難することもある。
	一時移転 (放射性物質が施設外に放出された後に実施)		・一時移転も住民等が一定量以上の被ばくを受けられる可能性がある場合にとるべき防護措置である。一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

【※1 原子力災害対策特別措置法第10条：原子力防災管理者の通報義務等】

【※2 同法第15条：原子力緊急事態宣言等】

【原子力災害対策重点区域の範囲】

県計画（原子力災害対策計画編）の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策重点区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする）、原子力災害対策重点区域を含む市町村は、次のとおりである。

【※原子力災害対策特別措置法第2条第4号：「原子力事業所」の定義】

原災法対象事務所及び原子力災害対策重点区域※¹等

地区	原子力事業所の名称	※ ² 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	所在・関係周辺市町村
東海・那珂地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) [東海村]	原子炉	発電用原子炉施設	(P A Z) 約 5 km (U P Z) 約 30 km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 銚田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) [東海村]	原子炉 使用 廃棄物埋設	試験研究用等原子炉施設 (JRR 3)	(P A Z) 約 5km	東海村 日立市 ひたちなか市
			試験研究用等原子炉施設 JRR 4	(U P Z) 約 500m	東海村
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) [東海村]	再処理 使用	再処理施設	(U P Z) 約 5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 (略称：原燃工) [東海村]	加工 使用	加工施設	(U P Z) 約 500m	東海村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) [東海村、那珂市]	加工	加工施設	(U P Z) 約 1km	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) [東海村]	原子炉 使用	—	—	—
	・(公財) 核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) [東海村]	使用	—	—	—
大洗・銚田地区	・(公財) 核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) [東海村]	使用	—	—	—
	・ニュークリア・デベロップメント(株) (略称：NDC) [東海村]	使用	—	—	—
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) [東海村]	原子炉 使用 廃棄物管理	試験研究用等原子炉施設 常陽 試験研究用等原子炉施設 HTTR 試験研究用等原子炉施設 JMTR	(U P Z) 約 5 km	大洗町 銚田市 水戸市 茨城町
大洗・銚田地区	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) [東海村]	使用	—	—	—

※¹ 原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)、緊急時 防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

※² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) の許可等の区分による。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報伝達・住民広報体制の整備

町は、国、県、県内の他の市町村、原子力事業者及び防災関係機関等と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備しておく。

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、県内の他の市町村、原子力事業者及び防災関係機関等との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じ車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) モニタリングの体制

町は、原子力発電所事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとる上で非常に重要となることから、県の行うモニタリングへの協力を行うとともに町の庁舎等においてモニタリングを実施し、町内における環境放射線量の把握に努め、そのデータ等について、公表を行う。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達における役割

町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害時に対応する状況や場所等に応じたわかりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 住民窓口の設置

町は、国、県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

3 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

(2) 救助・救急機能の強化

町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるような体制を整備しておく。

4 住民に対する防災知識の普及

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項についてわかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に広報活動を実施する。また、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力施設の概要、安全確保
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護
- (5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所
- (7) 要配慮者等への支援
- (8) 緊急時にとるべき行動
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること
- (10) 原子力災害時の住民への広報手段
- (11) 安定ヨウ素剤の効果、副作用

5 防災訓練計画

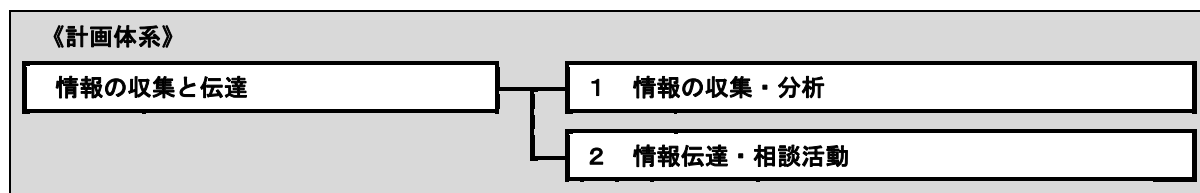
町は、関係機関の支援のもと、下記の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を関係周辺市町村と共同又は独自に行う。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- (5) 緊急被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

第4編 原子力災害対策計画

第2章 緊急事態応急対策計画

第1節 情報の収集と伝達



関係部課	総務課、防災安全課、まちづくり推進課、地方創生課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 情報の収集・分析

1 関連機関等からの情報収集

町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。また、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

2 相互連絡体制の充実

町は、県と連携し、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするとともに、国の現地事故対策連絡会議との連携も行う。

3 情報の分析

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を聴取する。また、国及び県とともに情報のデータベース等から、原子力防災関連情報の収集分析を行う。

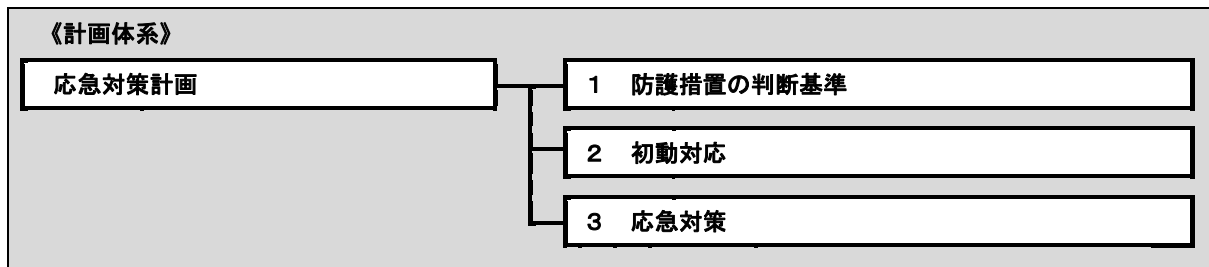
第2 情報伝達・相談活動

1 情報の的確な伝達のための広報・相談活動

町は、県や国等と連携し、原子力施設事故災害に関する情報を住民に提供し、町内における混乱の防止、あるいはその軽減に努める。また、広報紙や回覧板、メール、ホームページ等により公表するとともに、テレビやラジオなどの事業者、新聞社等の報道機関の協

力を得た広域的な情報の提供に努める。さらに、住民等からの問合せに対応できるよう、相談窓口を開設する。

第2節 応急対策計画



関係部課	総務課、防災安全課、子ども未来課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課、健康推進課、農業政策課、上下水道課
関係機関	坂東消防署境分署

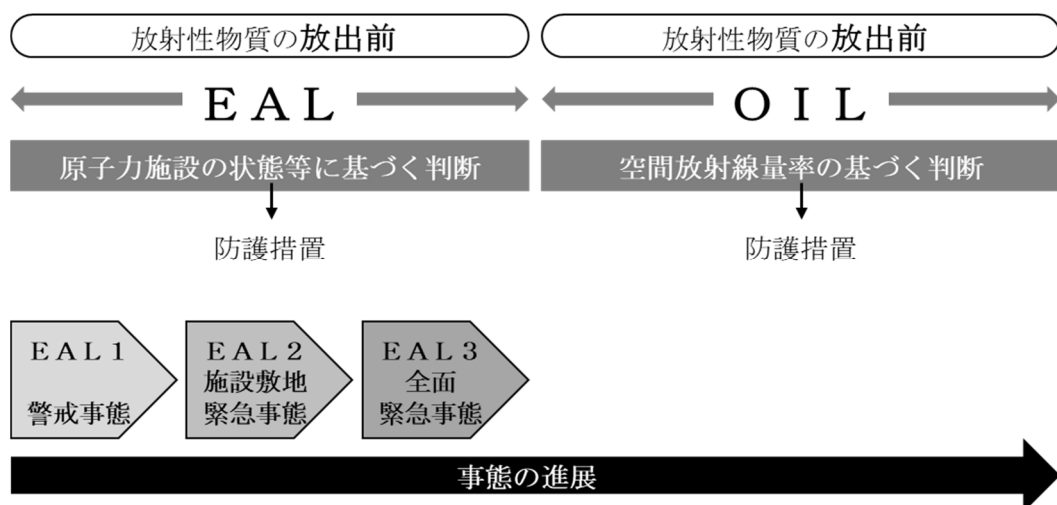
第1 防護措置の判断基準

(1) 防護措置の実施

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力事故発生後の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

そのため、国においては、国際的な基準等を踏まえ、緊急事態区分、緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）を設定している。また、放射線物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう防護措置の実施を判断する基準（以下「OIL」という。）を設定している。

町は、この基準をもとに判断される国・県からの指導、助言及び指示に基づき、住民等に対し、必要な防護措置の実施について行うこととする。



(2) 緊急事態区分と区分に基づく防護措置（EALに基づく判断）

< EALと防護措置 >

	警戒事態 【EAL1】	施設敷地緊急事態 【EAL2】	全面緊急事態 【EAL3】
PAZ	■「施設敷地緊急事態要避難者の避難等」の防護措置の準備を開始する。	■基本的に全ての住民を対象とした避難等の防護措置の準備を開始するとともに、施設敷地緊急事態要避難者※ ¹ の「避難」を実施する。 ■「安定ヨウ素剤の服用準備」を開始する。	■基本的に全ての住民等を対象とした「避難」や「安定ヨウ素剤の服用」を実施する。
UPZ ・水戸市 ・いわき市	-	■屋内退避の準備を開始する。	■「屋内退避」を実施するとともに、「安定ヨウ素剤の配布、服用の準備」を開始する。 ■緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難準備を開始するとともに、基準を超えた地区については、OILに基づき、「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査及び簡易除染」、「飲食物摂取制限」等を実施する。
UPZ外	-	-	■「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査及び簡易除染」、「飲食物摂取制限」へ協力する。

※¹施設敷地緊急事態要避難者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・自ら避難することが困難な要配慮者で、避難の実施により健康リスクが高まらない者
- ・安定ヨウ素剤を事前配付されていない者
- ・安定ヨウ素剤の服用が不適切な者

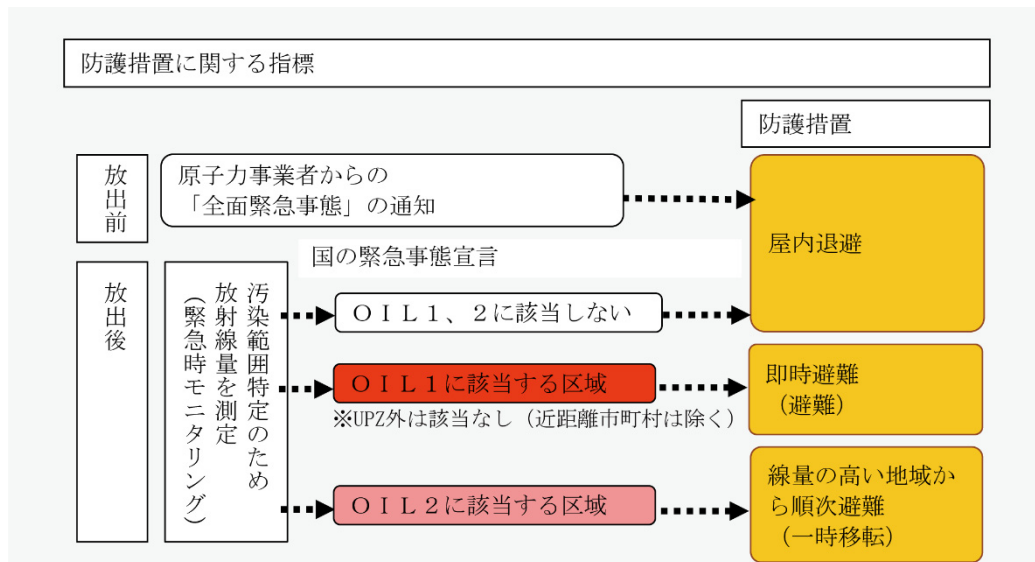
出典：いわき市「いわき市原子力災害広域避難計画（令和4年4月）」及び原子力規制委員会「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」を基に作成

(3) 放射性物質放出後における防護措置（OILに基づく判断）

原子力施設からの放射性物質の放出後、緊急時モニタリング※¹を迅速に実施し、その計測結果に応じ、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされており、防護措置の実施判断基準として、次のとおり運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

※¹緊急時モニタリング：

放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合に周辺地域で線量を計測し、国の統括のもとに実施



図：OILに基づく防護措置

出典：いわき市「いわき市原子力災害広域避難計画（令和4年4月）」を基に作成

<OILと防護措置>

基準の種類		基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間から1日以内に避難
	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1週間内に一時移転
飲食物制限	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※1	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 根菜、芋類を除く野菜類が対象

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」を基に作成

第2 初動対応

1 情報の収集提供

町は、全国の原子力発電所の状況、各種放射線モニタリング結果等を注視するとともに、発生した事象の規模、想定される本町の被害、今後の見通し等について確認できる体制を整備する。また、各種のモニタリング調査を迅速に行い、住民に情報提供する。

2 関連機関からの情報への対応

町は、発電所からの特定事象発生時の通報やその他必要と思われる事項などについて、県やその他関連機関から伝達された場合、これらの情報を庁内各部へ周知する。

SPEEDIネットワークシステム(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)等により入手した予測結果等の伝達に対しても、これらの情報を庁内各部へ周知することとする。

3 警戒本部・災害対策本部等の設置

町は、原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合又は住民等の安全確保のために町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置し、県と連携して、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を実施する。

<職員配置体制の基準>

区 分	配備基準
	原子力災害発生時
注意体制	1 次配備
災害対策連絡室を設置	・環境への有意な放射性物質等の放出がない事故があったとき ・その他、防災安全課長が必要と認めたとき。
警戒体制	2 次配備
警戒本部を設置	・環境への有意な放射性物質等の放出が認められる事故があったとき ・その他、総務部長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	3 次配備
特別警戒本部を設置	・環境への有意な放射性物質等の放出が認められる事故があったとき ・大規模な災害の発生が広範囲にわたる予想されるとき。 ・その他、副町長が必要と認めたとき。
非常体制	4 次配備
災害対策本部を設置	・環境への有意な放射性物質等の放出が認められる事故があったとき ・県から、原子力災害特別措置法第10条に基づく通報があったとき 【※1】 ・内閣総理大臣が原子力災害特別措置法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発令したとき【※2】 ・災害に対する総合的な対策を講ずる必要があるとき。 ・その他、町長が必要と認めたとき。

【※1 原子力災害対策特別措置法第10条：原子力防災管理者の通報義務等】

【※2 同法第15条：原子力緊急事態宣言等】

第3 応急対策

町は、原子力発電所関係周辺市町村（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域にある市町村）に屋内退避及び避難の決定がされたときや、本町も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。

1 情報収集

町は、国、県等からの情報に基づき、発生した事故の規模、想定される本町への被害、今後の見通し等について最新で正確な情報の収集に努め、速やかに必要な情報を住民に提供する。

2 摂取制限と飲食物、生活必需品等の供給

（1）水道水の摂取制限等

町は、国や県等の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、県に報告を行うとともに、住民に対して摂取制限及び広報を実施する。

（2）飲食物の摂取制限等

町は、国や県等の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、住民に対して摂取制限及び広報を実施する。

（3）農林水産物の採取及び出荷制限等

町は、国や県等の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を行う。

（4）住民等への応急措置

町は、県等と協力して、状況により備蓄品を住民に供給するなど、関係する住民等への応急措置を行う。

3 保健センターによるスクリーニング及び健康相談等の実施

保健センターにおいては、原子力発電所関係周辺市町村（原子力災害対策を重点的に実施すべき地域にある市町村）を通過した住民、健康を不安視する住民のために相談窓口を設けるほか、国、県、自衛隊、消防署等と協力し、体表面汚染の不安のある住民等を対象にスクリーニングを実施する。また、必要に応じて被ばく医療提供のための医療機関を紹介する。

4 屋内退避・避難等の実施

（1）屋内退避等の避難措置

町は、県が発信する情報やモニタリング結果等から、「原子力災害対策指針」における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（O I L）に該当すると認められる場合は、国の指示又は独自の判断により、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避又は避難のための立退きの指示等の緊急事態応急対策等行う。

なお、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができる。

また、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

(2) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

町は、避難又は一時移転を行う場合など、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

5 避難所の開設・運営等

(1) 安定ヨウ素剤の服用

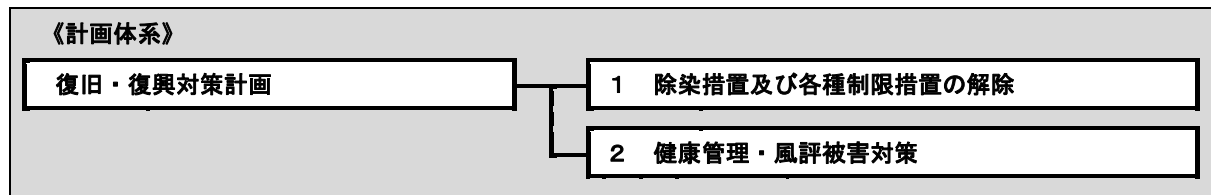
町は、県、医療機関等と連携しながら、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を実施する。

(2) 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

町は、国、原子力事業者の協力により県が実施する住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握、外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に協力する。

第4編 原子力災害対策計画

第3章 復旧・復興対策計画



関係部課	防災安全課
関係機関	坂東消防署境分署

第1 除染措置及び各種制限措置の解除

1 敷地等における除染基準の策定

町は、環境省が定めた「除染関係ガイドライン」に準じて、除染基準を策定する（平成25年5月（平成30年3月追補）時点）とともに、原則的に土地所有者又は施設管理者が、国のガイドラインに基づき、除染を実施する。

2 制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

第2 健康管理・風評被害対策

1 健康管理

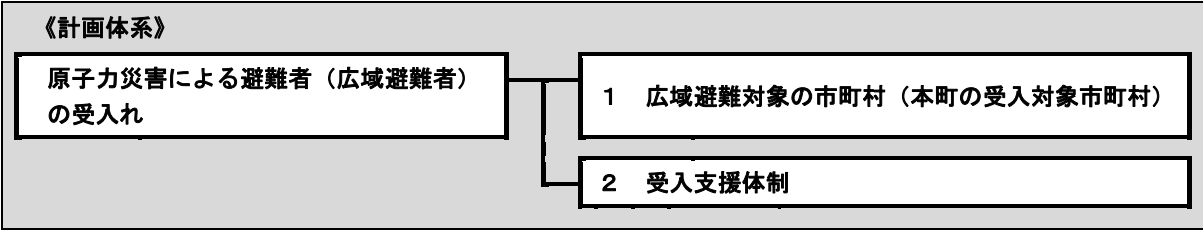
町は、被災者の状況を把握するとともに、国・県の指示又は指導・助言等に基づき、内部被ばく検査の支援や健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

2 風評被害対策

町は、環境省が定めた「除染関係ガイドライン」に準じて、除染基準を策定するとともに、原則的に土地所有者又は施設管理者が、国のガイドラインに基づき、除染を実施する。

第4編 原子力災害対策計画

第4章 原子力災害による避難者（広域避難者）の受入れ



関係部課	防災安全課
------	-------

第1 広域避難対象の市町村（本町の受入対象市町村）

茨城県では、日本原子力発電東海第二発電所での事故を想定し、県計画（原子力災害対策計画編）に基づく広域避難計画を進めている。この計画は、東海第二発電所からおおむね30km 圏内（UPZ）にある水戸市や東海村など14市町村の人口約96万人を事故が発生した際に、UPZ圏外の市町村及び近県へ避難させるものである。

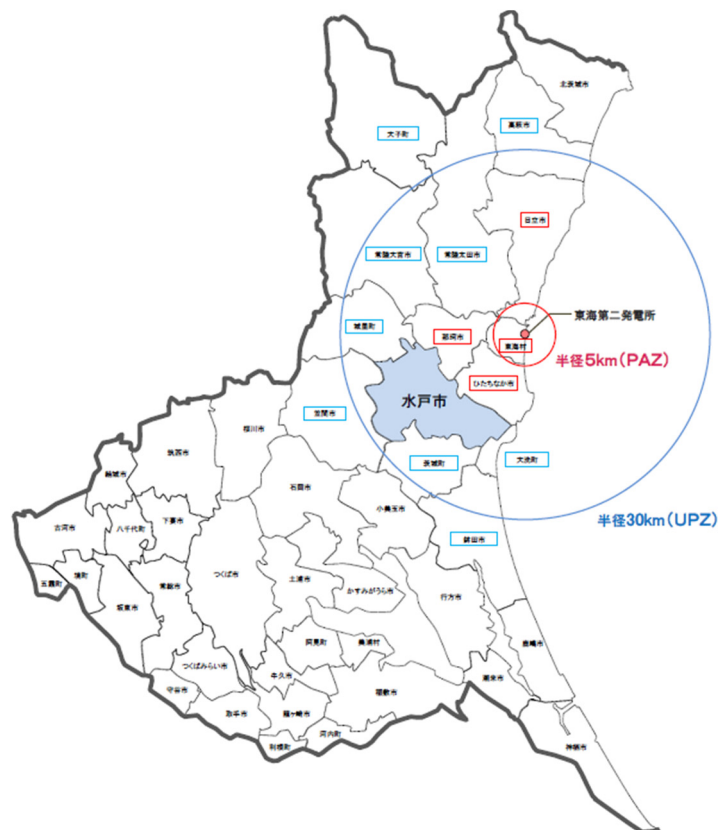
町は、水戸市と締結している「原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定」により、水戸市民の一部を受け入れることとなっている。その際、原子力事業者から事故発生等の通報を受けた県は、UPZ圏外の避難先市町村に対し、警戒事態から、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。

さらに、福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所について、町は、福島県いわき市と締結している「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」により、いわき市民の一部を受け入れることとなっている。

項目	水戸市（UPZ）	いわき市（UPZ）
原子力災害の想定	日本原子力発電株式会社東海第二発電所（東海第二発電所）において、原子力災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合	東京電力ホールディングス株式会社（東京電力HD(株)）福島第一原子力発電所（福島第一原発）及び福島第二原子力発電所（福島第二原発）において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号（原災法））に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合 ①福島第一原発： 原子力施設の単独災害 ②福島第二原発： 一般災害と原子力災害の複合災害

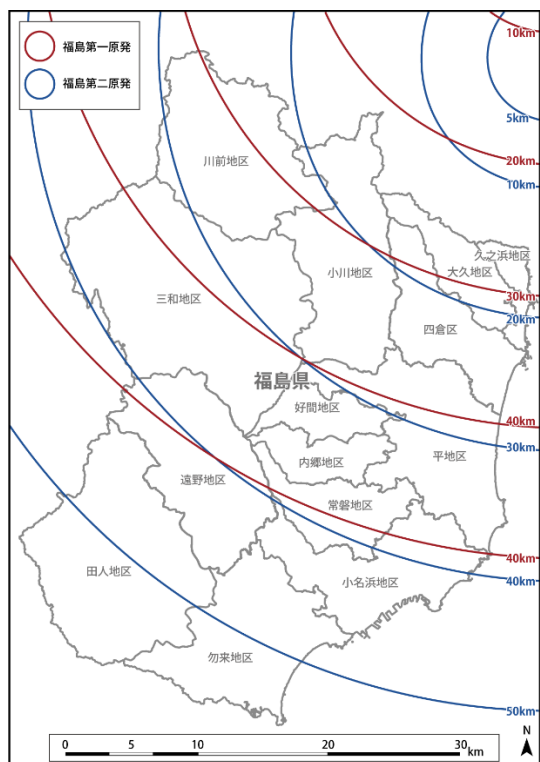
項目	水戸市（UPZ）	いわき市（UPZ）
広域避難の条件	EAL3の段階で放射性物質放出後、OIL1、2に基づき実施	「屋内退避」を基本としつつ、OIL1、2に基づいて実施
広域避難計画対象範囲・避難対象地域	全域 参照【図：水戸市広域避難計画対象範囲】	①、②ともに全域 参照【図：いわき市広域避難計画対象範囲】
		内郷地区 ・白水（1区～6区） ・宮（1区～12区）
想定（計画上）の避難経路・避難先	※検討中 ・高速道路及び国道等の幹線道路 ・広域避難先への移動のしやすさを考慮 ・一つのルートに車両が集中しないように配慮	地区単位で避難（輸送）経路のパターンを設定 参照【図：内郷地区避難経路マップ】
		避難先：境町民体育館 広域避難時の一時集合場所：白水小学校、内郷第二中学校
その他	避難先自治体に「避難所誘導施設」を設定	避難元市町村、県及び避難先市町村で協力して「避難中継所」を設置
関連する法の適用	原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号（原災法））	

出典：茨城県「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成31年3月）」、
いわき市「いわき市原子力災害広域避難計画（令和4年4月）」及び
水戸市防災会議「水戸市原子力災害広域避難計画骨子（平成28年7月）」
を基に作成



図：水戸市広域避難計画対象範囲

出典：水戸市防災会議「水戸市原子力災害広域避難計画骨子（平成28年7月）」

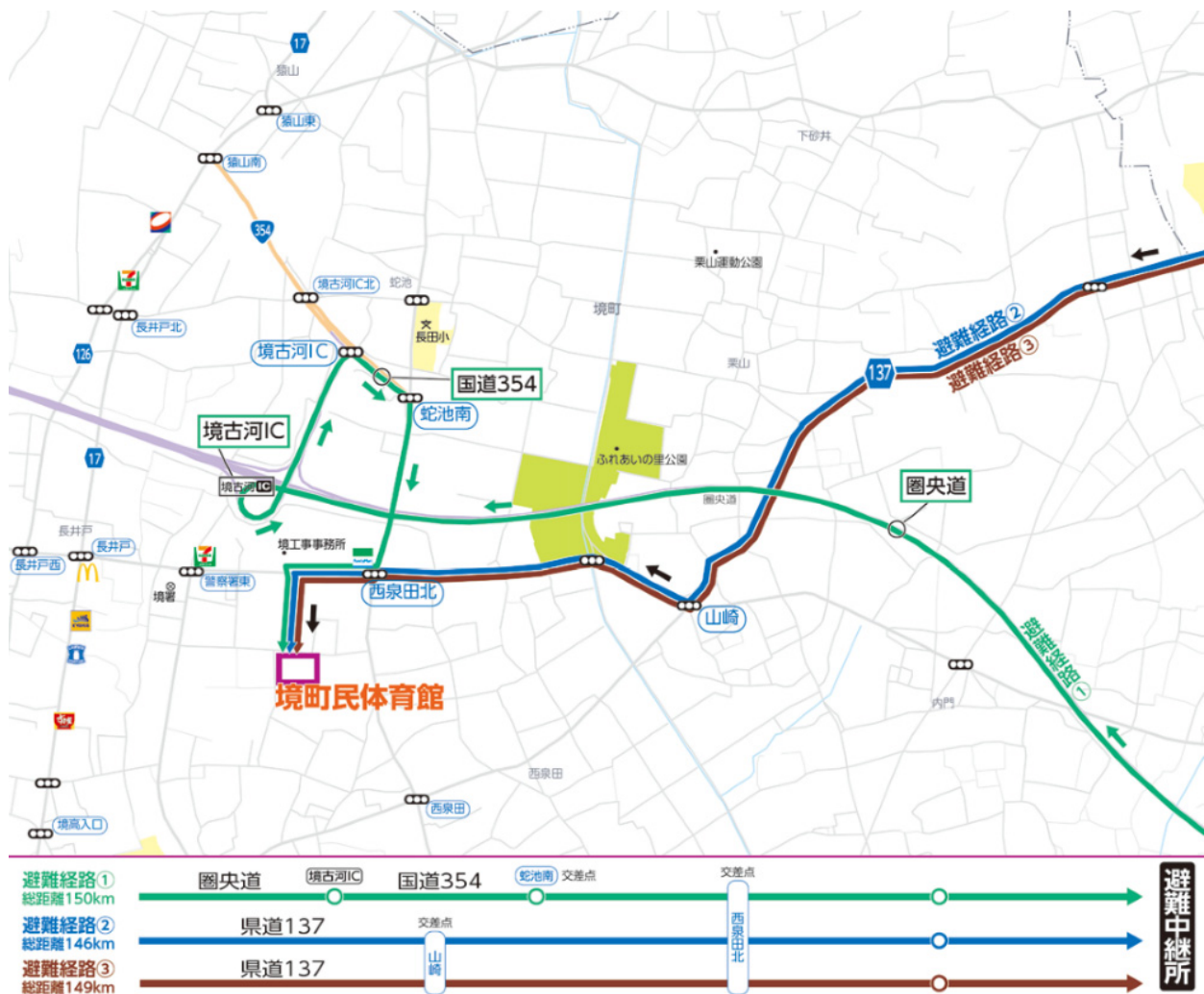


図：いわき市広域避難計画対象範囲（各原発からの距離）



図：内郷地区避難経路マップ（広域地図）

出典：いわき市「いわき市原子力災害広域避難計画（令和4年4月）」を基に作成



図：内郷地区避難経路マップ（周辺地図）

出典：いわき市「いわき市原子力災害広域避難計画（令和4年4月）」

第2 受入支援体制

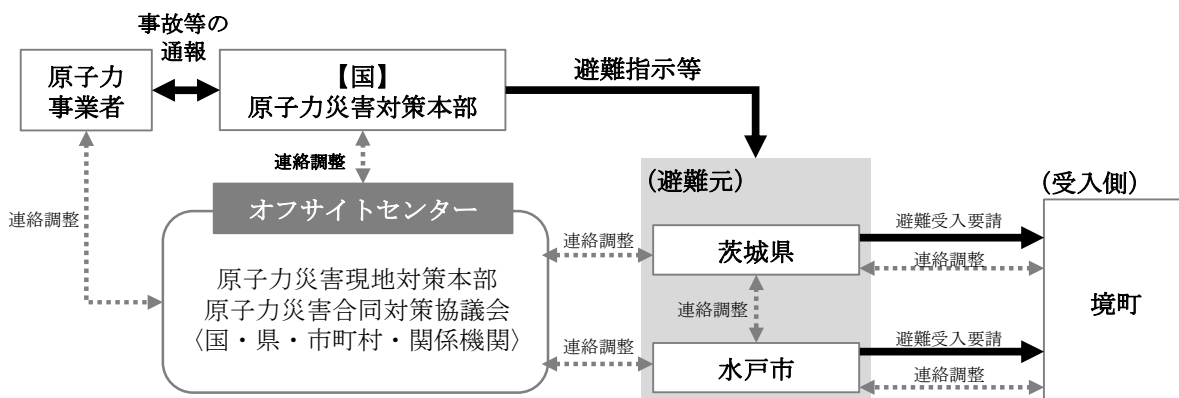
町における広域避難者の受入体制は、基本的に水害時の対応に準ずる。

1 原子力災害と特別措置法による原子力災害発生時等の対応体制

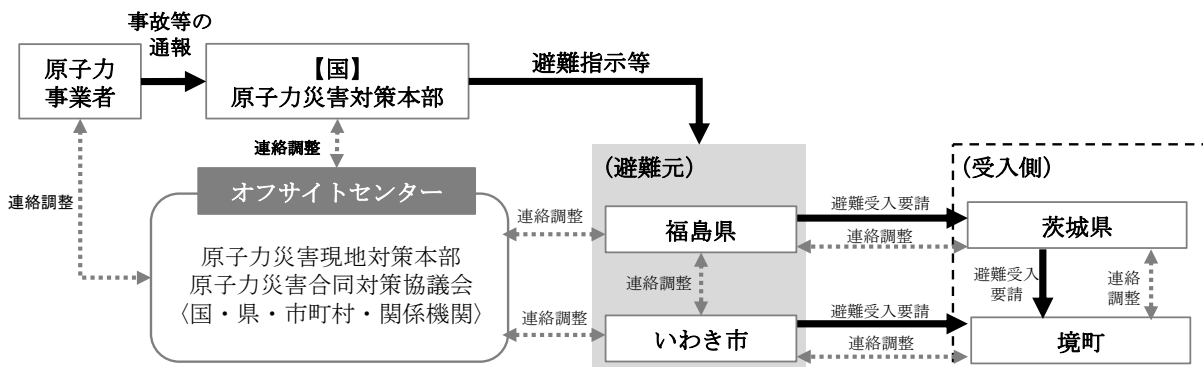
原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会により原子力緊急事態が発生したと認めた場合、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が行われ、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策等を推進するために、原子力災害対策本部等が設置される。

町は、原子力災害発生時、避難元市町村（県）と避難等に関わる調整を行う必要がある。そのため、日頃から情報交換や訓練を通じて、連絡体制を構築しておく必要がある。

＜水戸市の場合＞



＜いわき市の場合＞



2 避難元市町村がUPZの場合の対応

避難元市町村がUPZの場合の基本的な対応は次の表のとおりである。

なお、町は、避難所、福祉避難所等の設置及び受入れについて、避難開始当初は、主体となり対応するが、その後の運営については、避難元市町村と役割分担を行いつつ対応することが必要である。

＜原子力災害における避難元市町村（U P Z）及び町の対応＞

	放射性物質放出前			放射性物質放出後
	警戒事態 【EAL1】	施設敷地緊急事態 【EAL2】	全面緊急事態 【EAL3】	○I L1による避難又は○I L2による一時移転の指示がなされた場合
避難元市町村（水戸市、いわき市）の対応	○市の災害対策本部（警戒体制）を設置	○市災害対策本部（緊急事態体制）を設置 ○市民への「屋内退避準備指示」を発令 ○避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の設営準備 ^{※3}	○市の災害対策本部（非常事態体制）の設置 ○市民への「屋内退避指示」を発令 ・U P Z内住民の屋内退避 ^{※1} ・U P Z内住民の避難等の準備 ^{※1※2} ○避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設での受入れ ^{※3} ○受入市町村における避難所等の設営準備の協力 ^{※4}	○市内の空間放射線量率が20μSv/hを超え、24時間以上継続した場合は、「避難指示」を発令 ○○I L1に応じたU P Z内一部住民の避難の実施 ^{※1} ○○I L2に応じたU P Z内一部住民の一時移転の実施 ^{※1} ○避難の実施により、健康リスクが高まる避難行動要支援者の避難元市町村における屋内退避施設の運営 ^{※3} ○受入市町村における避難所等での受入れ及び運営の協力
町の対応	○関係機関への情報提供・認識共有	○受入れに関する調整 ・必要に応じ避難所等の設営準備 ○関係機関・住民への注意喚起	○避難元の市に受入れの可否・体制の通報 ○U P Z内住民の受入準備 ^{※1※2} ○住民に対する広報 ○避難所等の設営準備 ^{※4}	○災害対策本部を設置 ○受入れに関する関係機関・住民への広報 ○避難所等での受入れ及び運営

※¹ 避難元市町村での幼稚園の園児、学校の児童生徒、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は各施設の避難計画に従って対処する。

※² U P Zでは、原子力施設の状況に応じて、放射性物質の環境への放出前の段階において段階的に避難を行うこともある。

※³ 屋内退避施設では、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等が、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を行う。

※⁴ 町は、避難元市町村又は受入道府県からの要請により避難所等の設営準備を開始する。

3 避難所の開設・運営等

（１） 開設・運営等

町は、広域避難に係る避難所について、避難元市町村からの要請を受け、開設する。

なお、避難元市町村は、避難開始当初、住民の迅速な避難に全力を挙げなければならないため、町は、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務について全面的に対応する。

町は、避難元市町村の避難所運営体制が整い次第、運営を引き継ぐ。

また、避難者の受入期間は1か月を基本とする。

（２） 資機材・物資の確保

町は、県及び避難元市町村と連携し、避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないよう調整を行う。

4 福祉避難所の開設・運営等

（１） 開設・運営等

町は、広域避難に係る福祉避難所について、県からの要請を受け、避難元市町村と協議の上、開設する。福祉避難所の運営については、県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とする。

なお、避難所運営と同様、避難開始当初の対応については、町が主体的に対応する。

（２） 資機材・物資の確保

町は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、県及び避難元市町村からの要請を受け、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国の協力のもと迅速に確保する。

（３） 要配慮者への支援

在宅要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うが、支援者の不足が想定される。

町は、県及び避難元市町村からの医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を受け、国や関係団体等と協力し、迅速に支援者を確保する。